

## 第 18 回防火管理検討会 議事録

1.日時 : 平成 20 年 8 月 1 日 ( 金 ) 13:35 ~ 17:35

2.場所 : 日本電気協会 4 階 B 会議室

3.出席者 : ( 順不同 , 敬称略 )

出席委員 : 三嶋(東京電力), 卜部(北海道電力), 井川(中部電力), 石櫃(北陸電力), 田中(中国電力),  
溝渕(四国電力), 山崎(日本原子力発電), 鈴木(電源開発) ( 8 名 )

代理出席(未承認)

: 堀口(関西電力 藤原副主査), 佐野(東北電力 小山田), 廣澤(九州電力 笠), 鈴木(消防  
庁 鶴田) ( 4 名 )

欠席委員 : 平澤(原子力安全基盤機構) ( 1 名 )

オブザーバ(未承認)

: 丸谷(日本原子力発電) ( 1 名 )

事務局 : 大東, 糸田川(日本電気協会) ( 2 名 )

4.配付資料

資料 18-1 第 17 回防火管理検討会議事録(案)

資料 18-2-1 JEAG4103 制定案の原子力規格委員会における書面投票結果

資料 18-2-2 原子力規格委員会の書面投票における反対意見等への回答案

資料 18-2-3 JEAG4103-200X-制定案(6 月 24 日原子力規格委員会付議版)

参考-1 初期消火活動のための体制の整備に関する規定の解釈(内規)の制定について  
(NISA-131c-08-28)

参考-2 第 29 回原子力規格委員会議事録(案)

5.議事

冒頭,事務局より,本日の検討会は以下の理由により決議定足数を満たしていないことの説明があった。

- ・主査,副主査共不在のため,代理者を承認できない。
- ・そのため,本日の出席委員は正規委員の 8 名のみとなり,決議に必要な 9 名(委員総数の 2/3 以上)に満たない。

したがって,議題のうち 1.項の主査選任が行えず,2.項の代理出席者・オブザーバ承認,3.項の  
前回議事録の確認(決定)も行われなかった。

このうち,1. 項の主査選任は,今後早急に電子メールでの選任手続きを行う旨,また, 3.項の  
前回議事録の確認(決定)は次回検討会でを行う旨の説明があった。

以下,三嶋委員の議事進行により会議が進められた。

(1) 議事次第・配布資料確認

事務局より, 議事次第及び配布資料の確認が行われた。このうち,参考-1 については,初期  
消火活動のための体制の整備が省令に追加されたこと,また,参考-2 については, JEAG4103  
の規格委員会付議時の質疑が掲載されていることの説明があった。

(2) JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」制定案に関する原子力規格委員会における  
書面投票の結果について(報告)

事務局より, 資料 18-2-1 及びに基づき, 原子力規格委員会における書面投票の結果,否決と  
なり,今後反対意見,保留意見,その他意見への対応が必要となった旨の報告があった。

(3) 原子力規格委員会の書面投票における反対意見等への対応案の審議

三嶋委員の進行により,資料 18-2-2 に基づき,原子力規格委員会の書面投票における反対意見  
等への回答案の説明が堀口代理から行われ,審議した。

審議の結果,今後の進め方を以下の通り確認した。

三嶋委員が本日の審議結果を資料 18-2-2 に反映し,8 月 8 日(金)までに修正案を作成し,  
各委員にメール配信する。

追加コメントがあれば来週 8 月 4 日(月)~6 日(水)までの間に各委員から三嶋委員まで  
寄せる。

反対意見を取下げてもらおう対応として,8 月 4 日(月)~8 月 8 日(金)までの間を目途に,

反対意見者(百々委員,柴田委員)に修正案により説明(打診)する。

8月11日(月)～12日(火)までの間を目途に,長崎分科会長に修正案及び反対意見者対応状況の説明に伺い,次回分科会付議など今後のスケジュールをご相談する。

資料に関する主なコメントは以下の通り。

(資料 18-2-2)

- ・ タイトル：「企画」「規格」に修正。
- ・ コメント番号1：「迅速に」と「直ちに」の使い分けについては、「直ちに」に統一したほうがよいのでは。
- ・ コメント番号3：米国のような火災ハザード解析はやっていないが, JEAG4607 など設計上の影響評価なども参考にしながら, 適切に対応しているような内容となるよう, 修文する。(三嶋委員が案を作成し, メールで審議する。)
- ・ コメント番号14：「(2)調査では,・・・」「(2)調査にあたっては,・・・」の方がよいのでは。
- ・ コメント番号15：「消防計画ガイドライン」を参考に法令との関連付けに漏れがないことを確認した上で, 不採用としたほうがよいのでは。
- ・ コメント番号24：「2次災害」の用語を追加する。「危険物」は除く。
- ・ コメント番号25：特異性というのが, 安全に影響せず, 山林・岩場など車が入っていけないような場所であることがわかるように修正する。
- ・ コメント番号28: 消火器の転倒防止や設備近傍に物を置かないなど防火管理上の措置を追加して修文する。(三嶋委員が案を作成し, メールで審議する。)

(資料 18-2-3)

- ・ 1頁(解説 1-1)(3)の末尾：「・・・あたっては参考として位置づけられる。」「・・・あたっての参考とすることができる。」に修正
- ・ 10頁：・(解説 6-1)と(解説 6-2)は, 3.2項へ移す。
  - ・(解説 6-2)「想定される火災」の中の, 「安全評価上考慮すべき火災」のところは, 「事業の継続上考慮すべき」とか, 「運用管理上考慮すべき」などを追加する。(三嶋委員が案を作成し, メールで審議する。)
- ・ 13頁(解説 7-3)「想定される火災」は, 6頁 3.2(2)へ移す。
- ・ 16頁上2行目(5)：「放射線管理区域」は, 「管理区域」に統一する。(資料全体)
- ・ 16頁 7.5.1：「放射線危険区域の設定と管理」「放射線危険区域の設定」
- ・ 16頁 7.5.2 放射線防護：「管理区域内の火災においては・・・」「管理区域および放射線危険区域の火災においては・・・」に修正
- ・ 17頁 8.2.1(2)：「火災の影響評価では,・・・」「調査にあたっては,」に修正

以上